

# 液状化対策方法について

液状化対策方法は下記をご覧ください。

## 1. 液状化対策助成対象の要件

- ① 地盤調査の結果、宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針に従い、顕著な被害の可能性が「高い (C)」・「比較的低い (B)」・「低い (A)」のうち、「高い (C)」又は「比較的低い (B)」と判定した敷地。
- ② 改良地盤の設計及び品質管理指針（日本建築センター発行）及び宅地の液状化可能性判定に係る技術指針に従って、敷地の地盤改良部を非液状化層に到達させるもの。

※ 宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針及び、宅地の液状化被害可能性判定計算シートの参考ホームページアドレスは下記の通りです。

宅地防災、宅地の液状化被害と可能性の評価 (国総研)※平成 26 年 9 月改訂版

<http://www.nilim.go.jp/lab/jbg/takuti/higai.html>

## 2. 非液状化層の基準

以下の地層を非液状化層とします。

- ① 安全率  $FI$  値が 1.0 を超える地層
- ② 細粒分含有率が 35% を超える層
- ③ 埋め立て又は盛り土を行った地盤は以下のいずれかに該当する地層  
粘土分含有率が 10% を超える地層  
塑性指数が 15% を超える地層

## 3. 液状化対策の計画条件

液状化対策施工計画は以下の条件とします。

- ① 地盤改良部は、センター指針に従って検討する。ただし国土交通大臣がその構造方法又は建築材料が建築基準法施工令第 93 条の規定に適合するものと同等以上の効力があると認めるセメント系固化材を用いた場合は、センター指針に従った検討は、適用しない。
- ② 地盤改良部の先端が粘性土の場合は、建築士が以下の検討を行い、安全を確認する。  
※法第 6 条第 1 項四号除く。

・ 建築基準法第 20 条

・ 建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準を定める件

(平成 12 年建設省告示第 1347 号) の第 2 の二号

・ 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方

担当課：建築課建築安全係

☎ : 5654 - 8552, 5654 - 8553, 5875 - 7827

法等を定める件（平成13年国土交通省告示第1113号）の第2

- ③ 支持力の検討は、液状化層内の周辺摩擦度を算定しない。
- ④ 粘性土の粘着力Cは、以下により算定する。
  - ・土質の試験の結果、 $C=qu/2$
  - ・小規模建築物基礎設計指針（日本建築学会発行）の経験式 6.25N
- ⑤ 地盤改良部の安全性の確認は、地表面加速度200galとする。

#### 4. 液状化対策の施工結果の判定について

液状化対策施工結果は以下の条件とします。

- ① 地盤改良部の品質検査は、センター指針に従い、試験箇所（供試体個数）を決めること。
- ② 改良体の強度検査は、モールドコア供試体（材齢7日）を最弱層で採取し、一軸圧縮強さが設計基準強度以上であることを確認する。
- ③ 改良体の強度検査は、第三者（品質検査を行う者以外の者をいう。）に委託して行うこと。

#### 5. 液状化対策施工結果報告書の記載内容

液状化対策施工結果は、次に掲げる事項を確認できる書類とする。

- ① 改良体の強度検査の内容
- ② 液状化対策の施工前と施行後の状況
- ③ 液状化対策に使用したセメントの量
- ④ 深層混合処理工法（柱状改良工法）にあつては改良コラムの径、深さ及び配置、浅層混合処理工法にあつては地盤改良部の深さ及び配置
- ⑤ 液状化対策に使用した攪拌翼